

新 新	旧	対	照	表	旧
高知県個人情報保護に関する法律施行条例（抜粋）			高知県個人情報保護に関する法律施行条例（抜粋）		
（高知県個人情報保護審議会）			（高知県個人情報保護審議会）		
第9条 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。			第9条 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。		
2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。			2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。		
（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（規則で定める軽微なものである場合を除く。）			（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（規則で定める軽微なものである場合を除く。）		
（2）法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合			（2）法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合		
（3）前2号に掲げる場合のほか、法第62条の規定による利用目的の明示の具体的方法、法第65条の規定に基づく正確性の確保のための方策、法第66条の規定による安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の県の機関等における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合			（3）前2号に掲げる場合のほか、法第62条の規定による利用目的の明示の具体的方法、法第65条の規定に基づく正確性の確保のための方策、法第66条の規定による安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の県の機関等における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合		
3 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項			3 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項		

(案)

の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項及び同法第30条の44の12の規定により読み替えて準用する同法第30条の40第2項の同法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。

4～12 略

の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。

4～12 略